The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『五常内義抄』の享受と『聖徳太子御憲法玄恵註抄』（下）：『五常内義抄』と憲法学の交叉をめぐって
Author(s)	野上, 潤一
Citation	詞林. 2012, 51, p. 12-24
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67640
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『五常内義抄』の享受と『聖徳太子御憲法玄恵註抄』（下）

――『五常内義抄』と憲法学の交叉をめぐって――

野上　潤一

三、『玄恵註抄』と『五常内義抄』

『玄恵註抄』は、憲法の註釈書・『聖徳太子憲法玄恵注』の註釈である。成立年代については、清原宣賢（一四七五年～一五五〇年）抄物の引用と室町末期写本の存在から、十六世紀後半頃と見られ、編者候補としては、清家の学問と南都の学問との関わりなどから、林宗二（一四九八年～一五八一年）が有力視される[60]。

『玄恵註抄』の太子伝・憲法関係以外の主要依拠資料としては、宣賢抄物・『燈前夜話』・『神皇正統記』・『古今韻会挙要』などがあげられるが、そのなかで、唯一、すべて書名を明示して引用されるものとして、注目されるのが、『五常内義抄』である。

『玄恵註抄』の『五常内義抄』引用・言及箇所は、これまでで最も多い、計二十六例である。そこで、以下、『五常内義抄』本文伝流史における『玄恵註抄』所引本文の位置づけ、および、『五常内義抄』と憲法学との親和性の有無について、検覈することとする。

三―一、本文伝流史における『玄恵註抄』所引本文の位置づけ

『玄恵註抄』所引本文は、数量のみならず、比較的精確な引用を期していると推測される点でも、重要なものである。まづ、『玄恵註抄』所引本文が、現存諸本のいづれに近いかを比量すれば、

▼『玄恵註抄』一条・被註語「和」

此外和ヲ教ル文、内外典倶挙尽スベカラズ。又**五常内義抄**云、人ハ少々本意ナキ事アリトモ左右ナク中ヲ違ベカラズ。指当テ本意ナキ事アリトモ世間ノ習ハサノミコソアレト思ナダメテ違ベカラズ。違ヒヌレバ、敵モ我モ、ヲトラジト、ワロカラン事ヲ（聞出シ、ヨカラザラン事[61]）ヲ見出サントスルホドニ、弥ヨ憤念堅クムスボヲリ、生々世々ニ安カラズ。何況ヤ仮染ニモ、出家ノ道ニ入タラン人ハ、ユメ〳〵此義アルベカラズ。法ノ相ヲ判ズル

世親菩薩ノ倶舎論ニモ、僧衆和合楽ト云テ、僧ハ必隔ナク、和合セルヲ楽トスト見ヘタリ。又善導和尚ノ帰三宝ノ偈ニモ、僧ニ帰シテ諍論ヲ止メ、同ク和合ノ海ニ入事ヲコソ教ヘ給タレ。和合義ナク、隔歴不融ナラバ、将菩提ニ至ン事カタシ。サレバ逆罪ノ中ニ、破和合僧ト云リ、尤慎ミヤハラクベシト云々。

『五常内義抄』義七（松平家披雲閣本）

第七云、人ハ少々本意無キ事アリトモ、左右無ク中ヲ違不可、指当テ本意無キ事アリトモ、世間ノ習ハサノミコソアレト思宥テ、違不レ可一、違ヌレハ敵モ我ヲトラシト、ワルカラン事ヲ聞出、吉カラサラン事ヲ見（他本「見出」）ントスル程ニ、弥憤念難クムスホヲリテ、生々（他本「生々世々」）ニ不安、何ニ況ヤカリソメニモ、出家ノ道ニ入ラン人、努々此ノ義不可在、法相ヲ判セル世親菩薩ノ倶舎論ニモ、僧衆和合楽ト云テ、僧ハ必隔無ク、和合セルヲ楽トスト云ヘリ、又善導和尚帰三宝ノ偈ニモ、僧ニキシテ諍論ヲ止メ、同和合ノ海ニ入トコソ、教給ヒタレ、和合ノ義無クシテ、隔歴不融ナラバ、タ、チニ（他本「正ニ」）菩提ニ到ラン事難シ、サレハ逆罪ノ中ニハ、破和合僧ト云ヘリ、尤ツ、シミヤハラクヘシ、[62]

▼『玄恵註抄』十条・被註語「人皆有心々各有執」

五常内義抄云、人ハ我々ノ偏執有ルベカラズ。我知レル程ハ人ハヨモ知ラジ、我ガセン程ハ人ヨモセジト思フヨリ偏執ハ起ル也。貞観政要云、太宗魏徴ニ問給ハク、イカナルヲカ明君ト云ヒ、イカナルヲカ暗君ト云フ。魏徴答曰明君ト申ハ広ク聞ク也。暗君ト申ハ非理ヲ信ズレバ也ト云フ。一ヲ信ジテ偏執セルヲ申也。サレバ尭舜ハ四方ノ門ヲ開キテ心ノ目ヲ明カニシテ心ノ耳ヲ疾クシテ見ズト云フ事ナク聞カズト云フ事ナカリシカバ、身ヲ全フシテ人ヲ助クル道明也ト云ヘリ。故ニ偏執ヲ止ムベシ。然レバ太子憲法云、彼ガ是ハ則我ガ非也。我ガ是ハ則彼ガ非也。我必シモ聖ニアラズ、彼必愚ニアラズ。トモニ是凡夫也。是非ノコトハリタレカ能ク定メン。相共ニ賢愚ナル事環ノ端ナキガ如シ。コヽヲ以テ人ハ怒ルト云フトモ、還テ我ガ事ヲソルベシ。ワレ一人得タリト云トモ衆ニ随テ同ジク行ヘト云ヘリ。故ニ我ヒトリ偏執シテ人ヲクダスベカラズ云々。

『五常内義抄』義十六（松平家披雲閣本）

第（十）六云、人我ニ偏執不レ可二有一、我知コトハ人ハヨモ知シ、我セン程ハヨモセシト思ヨリ、偏執ハ起ル也、貞観政要云々、太宗魏徴ニ問給、何ナルヲカ明君ト（云何）ナルヲカ暗君ト云、魏徴答云、明君ト申ハ、広ク聞ケルナリ、暗君ト申ハ、非理スレハナリ、一ヲ信テ偏執セルヲ申ナリ、サレハ尭舜ハ四方ノ門ヲ開テ、四ノ目明シ、四ノ耳ヲ疾シテ、見スト云ヘル事無ク、聞スト云事無カリシカハ、身ヲ全シテ人ヲ助ル道モ明ナリト云ヘリ、故ニ偏

執ヲ留ムヘシ、然者太子ノ憲法ニ云、彼ヵ是ハ則我非ナリ、我是ハ則彼非也、我必聖ニアラス、彼必愚ニアラス、共ニ是凡夫也、是非ノ理誰能可定一、相共ニ賢愚ナル事、環ノ端無カ如シ、爰ヲ以人ハ棄何カニ怒ト云トモ、還テ我罪ヲ恐ヘシ、我独得タリ云トモ、衆ニ随テ同ク行ト云ヘリ、

（内閣文庫本「故ニ」あり）我独偏執シテ人ヲ下ヘカラス、

たとえば、右、『五常内義抄』傍線・波線・二重傍線部（註62参照）から、現存諸本中、最善本たる松平家披雲閣本上巻に近いことがわかる。[63] よって、『玄恵註抄』所引本文は、A類の善本[64]であったかと推測されるのである。

そうすると、松平家披雲閣本上巻にない「礼」・「智」・「信」部（以下、「下巻相当部分」）の引用に関して、同様の傾向[65]が認められるかどうかが問題となるが、そもそも、下巻相当部分に関しては、現存諸本中に善本がないという障碍がある。よって、A類諸本との比較対照により、『玄恵註抄』所引本文の位置づけを測量する必要があるだろう。

そこで、たとえば、「礼」第三条の引用について見ると、

▼『玄恵註抄』十条・被註語「絶忿棄瞋」

五常内義抄云、（中略）云々。又云、主ニ宮仕センニハ先同僚ノ愛有ルベシ。主一人ヨク当レドモ同僚アツマリテ謗リヲ成セバ蚊虻雷ヲナシ衆口骨ヲ消スト云ヘリ。積レバ終ニアシキ也。人ノ中ニ立交ルハユ、シキ大事也。頭ヨリ足ノ爪先マデ錐ヲ以テサシトヲスヲ忍ブガ如ク万ノ事ハ口ヲシク腹立事アリトモ知ラヌ様ニ聞エヌヤウニモテナシテウラ、カニ有ベシ。サ、ヘテ云事アリトモ戯ニナスベシ。ヲダシクダニモアレバ何トナク人モ不便ガリテ悪ム事アルマジケレバ耻ニモ及ブマジ。サレバトテ人ノモテナサンニ奢ルベカラズ。サレバ帝範カ云、身ノ貴カラザルヲモテ人ニ奢ラザレ、徳ノ厚カラザルヲ以テ物ニ誇ラザレト云ヘリ云々。

『五常内義抄』礼三（松平家披雲閣本）

第三曰、主ニ官仕センハ、先同僚ノ愛礼アルヘシ、主一人ノ気色ヨケレトモ、同僚ノ集テ、毀ヲナセハ、蚊虻作レ雷、衆口銷レス骨ト云リ、積レハアシクナルナリ、人ノ中ニ立交ル事ハ、ユ、シキ大事也、頂ヨリ足ノ爪先マデ針ニテトヲサレンヲ、念スルカ如クニ、万事口惜腹立シキ事アルトモ、只不知貌ニテ、面ヲウラ、カニ振マフヘシ、縦サヘテ云事有トモ、戯ニナスヘシ、カヤウニ、心ダニモ動ズ、ヲダシクサダマリヌレハ、何トナク、上下諸人ナツカシク、心安思事也、又人ノ我ヲモテ（ナセ）ハトテ奢心努々有ベカラス、サレハ、帝範ニ云ク、身ノ不貴ヲ以テ、人ニヲコラサレ、徳ノアツカラサルヲ以テ、物ニ誇サレト云リ、

『五常内義抄』礼三（内閣文庫本）

第三云、主ニ宮仕センニハ、先同例ノ愛可レ有、主一人能当レ共、同例集テ毀ヲ成ハ、蚊虻雷ヲ成シ、衆口骨ヲ消ト云リ、

積レハ終ニ悪キ也、人ノ媒ヨシハルシハ、優シキ大事也、自レ頂足ノ爪前マテ錐ヲ以刺シ通スヲ、ネウセンカ如シ、万ノ事ハ口惜ク腹立事アリトモ、不レ知様不レ聞様ニ、モテ成テ、ウラ、カニ有ベシ、サ、ヘテ、云事有トモ、戯ニシナスベシ、ヲタシクモアレハ、無何ト人モ不便カリテ、悪事アルマシ、悪事アルマジケレバ、恥ニモ及フマシ、サレハトテ人ノモテナサムニ、不レ可レ驕、而ハ帝範云、身ノ之不レ貴以人ニヲコラシ、徳ノ不レ厚以物ニ不レ驕ト云ヘリ、

『五常内義抄』礼三（版本）

第三二日　主ニ宮仕センニハ、先同僚之受増（ママ）アルヘシ、主一人ニハヨクアレトモ、同僚アツマリテ。ソシリヲナセバ、終ニ悪キ也、蚊虻雷（ライ）ヲナシ、衆口骨ヲ消スト云ヘリ、積レハツイニ悪キナリ、人之中ニ立マジワルハ、ユ、シキ大事ナリ。イタヾキヨリ、足ノ爪サキマテ。キリヲ以テサシトヲサンヲネウセンガ如シ、ヨロヅノ事心エガタシ、何トナクニウ和ナル、則、人モフビンガリテ、悪ム事アルマシケレ者、ハヂニモ及ブマジキ也、去ハトテ、人ノモテナサムニ驕ルヘカラス、然（シカ）レハ。帝範ニ曰、身ノ貴トカラザルヲ以テ、人ヲゴラザレ、徳ノ。アツカラザルヲ以テ、物ニヲゴラサレト云ヘリ[66]

右、『五常内義抄』波線部（註66参照）のうち、特に、文レベルのものは、諸本比較により、後発性が認められるので、『玄恵註抄』所引本文が、上巻相当部分同様、比較的良好であることが知られる。

また、記事の広略・異同が多く認められる箇所として、「智」第四条の引用について見ると、

▼『玄恵註抄』七条・被註語「為官求人」

又五常内義抄云、従者ヲ仕フベキ様ハ杣木ノ木師ガ木ヲ見テ仕フガ如シト云ヘリ。此木ハ板ニ取ナン、マサニ取ナン（ト案内ヲ見ヲホセテ取ヌレバ始終物ノ用ニ立様ニ、此物ハ中間ニ仕ヒナン、）雑色ニ仕ヒナント見計ヒテ仕フベシ。彼ガ機量ニ叶ハヌコトニ仕ヘバアヤマチガチニテ不覚アル時ニ様々ノ口舌シ、サイナメバ兎角人前ニテ陳（ツチクレ）ズル片腹イタキ事也。只始ヨリアテツカフベシ。高山壌ヲキラハズ、蒼海細流ヲ見ヱラバズト云事アリ。大人ハ人ヲ嫌ハズ見ハカライテ仕ヘバ弥大名ニ成也。高山ノ壌ヲキラハザルガ如シ。人ノ食物ヲ嫌ヘバ其身必ズヤスト云事アリ。此ハ悪口（ママ）シ彼ハニクシト云テ様々ニサイナメバ次第ニタヘカネテ兎角ウセモテ行ク程ニ我身ハ少分ニ成リ行也。食物ヲキラヘバ其身ヤスト云ハ是也。サレバ富家ノ入道殿ハ、ワビシゲナル小侍ドモヲバ衣（キヌ）ノ御跡ニ取リシネサセテ要事アリテ起シ給ヒシニモ、彼ガネイリタルゾ、ヲドロカサジト不便ガリテウカガヒ抜ケ出シテケル也。人ゲナキ末ノ者ナレドモ彼ガアタリノモノト聞クトキハ詞ヲカケ目ヲミセ給ヒケレバ見ル者聞ク者

悦ビケリ。聊ノ事ヲモホメ感ジ給ヒケレバ弥誉ラレ奉ラントハゲミアヒケリ。其ヲ心得ズヨキ人モ悪シキ人モ口舌サイナメバ、弥打フテテ悪シクノミ成リ行也。能々ハカライツカフベシ云々。此章ハ己ガ預リ領スル職ナラヌ事ニ不レ可レ綺ル事ト、官ニ任ズルニ其人ヲ撰ビ用ユベキ事ヲ記シ給ヘリ。此註ノ心也。人各有レリ任、宜レシク不レ濫（ミダ）レトヨメル此心也。

『五常内義抄』智四（松平家披雲閣本）

第四ニ云、従者ヲ仕ヘキ事ハ、杣山ノ木師ガ木ヲ見テ、ツカウカ如シ、此木ハ板ニトリテ、ヨカリナン、マサニトリテヨカリナント、木ノ案内ヲ能々見テ、トリヌレハ、始終物ノ用ニ立カ如ク、人ヲ仕ハンニハ、此者ハ中間ニ仕ヒナン、雑色ニ仕ナン、後見ニ仕ナント、能々見計テ仕ヘシト云、彼器量ニ叶ハヌ事ニツカヘハ、ヲノツカラアヤマチノミアリテ、不覚シヌル時、ヤウ〳〵ニ腹立サイナミスル事ハ、僻事也、高山ツチクレヲキラハス、滄海ホソキ流ヲキラハスト云リ、ソノコトクニ、大人ハイカニモ、人ヲキラハス集ツ、見計テツカヘハ、弥大名ニ成也、亦食物ヲ嫌ヘハ、其身疲ト云事アリ、是ハワロシ、アレハワロシト云テ、ヤウ〳〵ニサイナメハ、人次第ニ絶カネテトカクウセテ行ホトニ、我身ハ少者ニ成行モノ也、食物ヲキラヘハ其身疲トハ是也、サレハ富家ノ入道殿ハワヒシケ（ナ）ル小侍共ヲ、絹ノアトニトリシナシテ、朝ヲキサセ給ケルニコレラカネイリタルヲ、驚カサシトテ、ヤワラカニヌケ出給ヒケリ、亦人ケナキ者也ケレトモ、コレカアタリノ者縁ユカリノ者ト聞時ハ、詞ヲカケ目ヲミセ給ヒケレハ、カレラカ親類ナントハ、皆忝事ニ思ツ、悦也、又召仕者ノ中ニ聊モ高名ヲモ能役（ヤマ）ヲシツレハ、コトサラ讃感シ給テ、引出物ヲ給ケレハ、弥心イサマシク思ケル、サレハ人ヲホクツカヘント望ヲカクルトカヤ、然ヲ心得ヌ人ハ、ヨキ時モ、アシキ時モ、ヒタミジキニ口舌サイナメバ、イヨ〳〵アヂキナク思フテテラレテ、心ヲハケマス事ナシ、サレハ人ヲツカハン時、我心ヲハカリコトヲ賢シテ仕ヘシ、

『五常内義抄』智四（内閣文庫本）

第四、従者ヲ可レキ仕フ様ト云ハ、杣山ノ木師カ木ヲ見テツカフカ如シ、此木ハ板ニ取ナン、柾ニ取ナン、案内ヲ見ヲウセテ取ヌレハ、始終物ノ要ニ立ツ様ニ、此ノ者ハ中間ニ仕ナン、雑色（ヤマ）ニ仕ナムト見計テ、可レシ仕フ、彼ニ不レル叶ハ事ニ仕ヘハ、詭（ヤマ）リカチニテ、不覚有リ時漸々口舌サイナメバ、兎角人ノ前ニテ、陳スルニ腹（ヤマ）イタシ、只始ヨリ計ヒ仕ベシ、故ニ鸚鵡賦ニ云ク、泰山ハ不レ譲ニラ土譲ヲ、故ニ能ク成ニシ其ノ高ヲ河海ハ不レ厭ニハ細流ヲ、能ク成ニスト其ノ深ヲ云ヘリ、〈或本ニ云ク高山ハ壊（ヤマ）ヲ不レ嫌蒼海ハ細キ流ヲ不レ撰云々〉大人ハ人ヲ不レ嫌見計テ仕ヘハ弥大名ニ成ル也、又孝経ニ云ク、主逆レフ諫ニ則ンハ国亡フ、人謗レ食ヲ則ンハ躰（ヤマ）ストニ云リ、如レクス

此ハ是ハワロシ、彼ハニクシトサイナメハ、次第ニタヱカネテ、兎カク失セ以テ行程ニ、我身小名ニ成リ行ク也リ、食物ヲキラヘバ、其身ヤスト云ハ是也、サレハ富家ノ入道殿ハ、ワビシゲナル、小侍共ヲバキヌノアトニ取シナシテ、暁要ノ事有テ、起キ給フニモ、彼等カ、寝入ヲ驚カサシト、不便カリテ、伺ヒ抜ケ出テ、ラレケルナリ、人気ナキ、末ノ者ナレトモ、彼カアタリノ物ノ聞時ハ詞ヲカケ、目ヲ見セ給ケレハ、見ル者聞ク者ノ悦ヘリ、聊ノ事モ誉メ感シ給ケレハ、弥奉レン被レ誉ト テ、励ミ相ヒケリ、其ヲ不得心ニシテ、善時モ悪時モ口舌サイナメハ弥打フテ、ワロクノミ成リ行、尤モ計ツカフベシ

『五常内義抄』智四（版本）

第四ニ曰　従者ヲ仕フベキ事、ソマ人、木ヲ見テ仕フカ如シト云ヘリ、此木、若イタニ取ナン、正ニ取ナン、能々見。ヲホセテトリヌレハ、始終、物ノ用ニ立様ニ、人ヲツカハンニモ、此モノハ中間ニツカヒナン、親色ニツカイナント、見。ハカライテツカウベシ、彼ガ器量ニ叶ハヌ事ニ。ツカヘハ。アヤマチ多クシテ悪事也、不覚アル時、サマ〳〵ニ。イサムレバ。トカク人ノ前ニテ。チンズルモ、片腹イタム事ナリ、只始ヨリ。ハカラヒ使フベシ、高山、土クレヲキラワズ。サウ海ハ、絹キ流ヲ撰マザルコトナリ、大人ハ人ヲキラワス。ミハカラヒテ。ツカヘバ、弥大名ニナルナリ。タカキ山、土クレヲキラハザルカ如シ、又、人ハ食物ヲキラウハ、其身必ス。ヤスト云事有リ、是ハ悪シ。カレハ。ニクシト云テ、サマ〳〵ニ。サイナメバ、次第ニ絶ヘカネテ。トカクウトミモテ行ホトニ、我名ニナリユク也、食物ヲキラヘハ、其身ヤスト云ハ是也

右は、大まかな記事の構成に関して言えば、松平家披雲閣本下巻が近いが、字句は、部分部分において、内閣文庫本、ついで、版本のほうが近く、かつ、やはり波線部の後発性が推測されるので、下巻相当部分に関して、『玄恵註抄』所引本文には、失われたA類善本の姿を想像させるところがあるもののごとくである。

そこでつぎに、系統にかかわらず、異同が認められる箇所として、まづ、「礼」第十八条の引用について見ると、

▼『玄恵註抄』十条・被註語「我独雖得従衆同挙」

五常内義抄云、或文云、友ニ交リテ諍フ事ナカレト云ヘリ。又後漢書云、時ヲバトドムベカラズ、衆ニハ逆ナルベカラズト云リ。タヾ人ハ諸マカセタル様ナルベシ。異相ナル事片輪ナルベシ云々。

『五常内義抄』礼十八（松平家披雲閣本）

第十八ニ云、人ノ余ニ異相ナルハ、悪事也、（中略）サレハ或文ニ云、友ニ交ニ論事ナカレト云リ、亦後漢書ニ云、時ヲハ留ムヘカラス、衆ニ逆ヘカラスト云リ、只人ハ、イカニモウチマカセタルアリサマナルヘシ、

『五常内義抄』礼十八（内閣文庫本）

第十八、人ノ異相シテ、（中略）サレハ或文ニ云ク、交レテ友ニ勿レ争フコト云、又後漢書ニ云ク、時不レ可レ止、衆不レ可レ逆フ云リ、只人ハ打任タル様ナルベシ

『五常内義抄』礼十八（吉田幸一氏蔵本）

第十八ニ、人ノ余ニ異様ニアラサレ、（中略）友ニ交テ諍ハサレト云ヘリ、在家モ出家モ、只人ハアルヘキ様ニ振舞ヲ、異相ニアラサレ

『五常内義抄』礼十七（版本）

第十七ニ曰　人ノアマリニ。イサウニテ、（中略）サレハ、アル文ニ云ク、トモニマジワランニ、アラソウ事ナカレト云ヘリ、又。後漢之書ニ云ク、時ヲハトムベカラズ、衆ヲハ。タガフベカラスト云ヘリ、タヾ、人ハ。ウチマカセタルヘシ。コトナルハ。カタハナルヘシト云ヘリ

『五常内義抄』礼十八（山田孝雄文庫本）

第十八にいはく、人のあまりにいさうなるはかたわなり、（中略）されはもんにいはく、いとゝ、ともにましはらんに争ふ事なかれと云へり、又こかんしよにいはく、ときをとゝむへからす、しうにはさかふへからす、只人は万事うちまかせたるやうなるへし、いさうなる事はかたは也とそ

松平家披雲閣本下巻・内閣文庫本・神原文庫蔵寛文五年写本（以下、「C類」）にない『玄恵註抄』所引本文二重傍線部が、A類末流本文である山田孝雄文庫本（以下、「平仮名本」）に最も近似し、かつ、吉田幸一氏蔵本（以下、「B類」）と版本を合せたようなかたちになっていることが確認できる。

また、「礼」第六条の引用について見ると、

▼『玄恵註抄』十五条・被註語「公」

五常内義抄ニ云、宮仕ヲセンニ親ノ命ヲバ背テ主命ヲバ重クスベシ。公羊伝云、①父ノ命ヲ以王事ヲ辞セズ、②王事ヲ以テ父命ヲ辞セヨ。③家ノ事ヲ以テ父ノ命ヲ辞セズ、④父ノ命ヲ以テ家ノ事ヲ辞セヨト云ヘリ云々。

『五常内義抄』礼六（内閣文庫本）

第六、宮仕ヲセンニハ、親ノ命ヲ背テ、主ノ命ヲ可レ重クス、公羊論云、①父ノ命以テ主ノ事ヲ辞サレ、④父ノ命ヲ以テ家ノ事ヲ辞セヨト云ヘリ

『五常内義抄』礼六（吉田幸一氏蔵本）

第六ニ、宮仕ヲセンニハ、親ノ命ヲ背トモ、主ノ命ヲハ重クスヘシ、コウ平論ニ云、①父ノ命ヲ以主ノコトヲ不レ辞、④父ノ命ヲ以テ家ノコトヲ辞セヨト云ヘリ

『五常内義抄』礼六（神原文庫蔵寛文五年写本）

第六、為ニ官仕一ノ背ニテ親ノ命一ヲ主ノ命ヲ可レ重イヘリ、復公平論ニ云、①以ニ父ノ命一ヲ不レ辞ニ主ノ命一ヲ、②以ニ主ノ事一ヲ辞ニ父ノ命一ヲト也、

『五常内義抄』礼六（版本）

第六ニ曰　宮仕センニハ、親ノ命ヲソムヒテ、主之命ヲハ重クスヘシ。公平論ニ云ク、①父ノ命ヲ以テハ、主ノ事ヲ辞セサレ、②主ノ事ヲ以テハ、父ノメイヲ辞セヨ、④家事ヲ以テト、父之メイヲ以テハ。イヱノコトヲ辞セヨト云ヘリ

『五常内義抄』礼六（山田孝雄文庫本）

第六にいはく、みやつかへをせんに、おやのめいを背きしうのめいをおもくすへし、くいやうろんにいはく、①ちゝのめいをもってしうじをちす、②しうじをもてちゝのめいをちせよといふ、③いへの事をもって父のめいをちせされ、④ちゝのめいをもっていゑの事をちせよといえり

▽『玉函秘抄』中

不以父ノ命ヲ辞セ主父ノ命ヲ以主父ノ命ヲ辞父命ヲ不以家事ヲ辞王事以王事辞ス家事〈公羊伝〉

▽『太子伝玉林抄』太子三十三歳条（憲法十五条）

公羊伝云不下以家事ヲ辞中王事上以王事ヲ辞ス家事文[67]

『玄恵註抄』所引本文①～④に関して、平仮名本が①～④を周備し、『玄恵註抄』所引本文に最も近似しているのに対し、内閣文庫本・松平家披雲閣本下巻・B類が①④、C類が①②、版本が①②④のみを有していることが確認できる。

右は、片々たる記事ではあるが、如上から、『玄恵註抄』所引本文は、A類本にとどまらない、本文伝流史上のミッシング・リンクとなるべきものを含んでいると考えられるのである[68]。

以上、本文伝流史における『玄恵註抄』所引本文の位置づけについて検討し、『玄恵註抄』所引本文が、現存諸本に比して、善本であった可能性が高いことを指摘した。とはいえ、たとえば、

▼『実隆公記』明応六年十一月九日条

自禁裏五常内義抄校本異違之所々可改進上之由被仰之、

『実隆公記』明応六年十一月十二日条

五常内義抄加校合持参之、

『実隆公記』に見えるごとく、それが校合の結果であった可能性を排除することはできず、また、伝本の少なさゆえに、どこまで古態を保っているかを精確に測定し難いところがあるのもまた事実であるが、伝本の残存状況を考量すれば、『玄恵註抄』所引本文は、室町時代に存在した善本の面影を伝えるものとして、重要であることは疑いないところであると言える。

以上は、『五常内義抄』享受史上における『玄恵註抄』の位置づけに関する考察であるが、次節以降では、『玄恵註抄』における『五常内義抄』利用について検討し、『五常内義抄』と憲法学の親和性の有無を考覈することとする。

三―二、『玄恵註抄』の『五常内義抄』利用について

本節では、『玄恵註抄』の『五常内義抄』利用箇所について、『五常内義抄』を基準として、①五常配当箇所、②憲法引用箇所、③その他教訓箇所に分類し、まづ、基礎的な事柄を明らかにする。

第一に、五常配当箇所について見ると、

▼『玄恵註抄』四条・被註語「礼」

礼ノ事ハ礼記ニ委クアリ。其外所々ノ文其数多シ。ハシ〳〵計ヲ申也。**五常内義抄**ニモ礼ハ順也。不邪婬ノ戒。礼ハ順也ト申ハ万ヅウヤマヒ有テ何事ニモ随ヲ申也云々。

『五常内義抄』礼（内閣文庫本）

礼　順也　不邪婬戒　礼、智、信

礼ハ順也ト申ハ、万ニウヤマイ有テ、何事ニモ順ヲ申也、

たとえば、右のごとく、五常配当箇所五箇所中三箇所（「仁」・「義」・「礼」）が引用されていることが確認できる。

第二に、憲法引用箇所について見ると、

▼『玄恵註抄』十条・被註語「是以彼人雖瞋還恐我失」

日本紀ニハ彼人（カレヒト）ト左ニ付タルバカリ也。古本太子伝ニハ彼ノ人ト付ケテ人ハノハノ点ナシ。平家ニハ縦人恐ルト云共ト書ケリ。五常内義抄ニハ是以人ハト書テ彼ノ字見ヘズ。還恐我失ヲバ日本紀ニ還恐レヨ我失（アヤマチ）ヲトアリ。古本太子伝ニハ恐リト付タリ。平家ニハ還ツテ我咎ヲ恐ヨト書ケリ。五常内義抄ニハ還テ我事ヲ恐ルベシトアリ。常ニハ彼ノ人ハ雖レ瞋還恐レヨ我失チヲトヨメル也。

『五常内義抄』義十六（松平家披雲閣本）

太子ノ憲法ニ云、彼ヵ是ハ則我非ナリ、我是ハ則彼非也、我必聖ニアラス、彼必愚ニアラス、共ニ是凡夫也、是非ノ理誰能可定ヿ、相共ニ賢愚ナル事、環ノ端無カ如シ、爰ヲ以人ハ棄（ハヽマヽ）何カニ怒ト云トモ、還テ我罪ヲ恐ヘシ、我独得タリ云トモ、衆ニ随テ同ク行ト云ヘリ、我独偏執シテ人ヲ下ヘカラス、

右のごとき、憲法の本文、および、訓に関する言及が十例、

▼『玄恵註抄』十七条・被註語「大事不可独断必与衆宜論」

皆人ゴトニ我身ヲタノミ、我慢ノ心有テ、ワガ短慮未練ヲバ不レ顧、只我意ノママニ振舞也。甚不レ可レ然。**五常内義抄**云、世間ノ煩ニ四ノ品アルベシ。一ニハ大事ガ大事ニナル。二ニハ大事ガ小事ニナル。三ニハ小事ガ大事ニナル。四ニハ小事ガ小事ニテハツル有ルベシ。此中ニ大事ガ大事ナランヲバ、少シモ心得タラン人々ニ申合テ、多ク人ノサモトイワン方ニ付ベシ。大事ヲヒトリハカラヘバ後悪ク悪カルベシ。太子憲法ニ云、大事ヲ独リ断ルベカラズ。衆ト共ニセヨトイヘリ云々。

『五常内義抄』智九（神原文庫蔵寛文五年写本）

第九、世間ノ煩ニ可有四ノ品一ニハ、大事ノ中大事アリ、二ニハ、大事ヵ少事ナルアリ、三ニハ、少事ヵ大事ナルアリ、四ニハ、

少事カ中ノ少事アリ（書陵部本「少事ノ少事ニテハツル事アルヘシ」）、此中ニ、大事カ中ノ大事ナラン事ヲモ、サモ心得タラン人々ノ申合テ、多ク人ノサモト云ハン方ニ可付也、大事ヲ独リ計テハ、後ニ可レ悪カル、サレハ大師憲法ニ云、大事ニハ独リ不可レ理、衆ト共ニセヨト云云

右のごとき、教訓に関する引用が四例確認できる。

第三に、その他教訓箇所について見ると、

▼『玄恵註抄』九条・被註語「信」

五常内義抄ニ云、人ハ信ヲ以テ能ヲセヨト云テ諸事ニ渡リテ信ノアルベキ也。人トシテ信ナキハ諸行成ラズ。信ナケレバ威ナク、威ナケレバヲモカラズ。人トシテ信アレバ人ノ為ニ信ゼラル。心ニ虚妄ナキ是ヲ信ト云云々。

『五常内義抄』礼六（松平家披雲閣本）

第六ニ云、人ハ信ヲ以テ、徳トセヨト云テ、諸事ニ渡テ、信ノ有ヘキナリ、人トシテ信ナキハ、諸ノ行不成、信ナケレハ威ナシ、威ナケレハ重カラス、人トシテ信アレハ、人ノタメニ信セラル、心ニ虚妄ナキ、是ヲ信ト云、

右のごとき、①五常配当箇所に近い、五常を被註語（「礼」・「信」）とする引用が二例、

▼『玄恵註抄』十条・被註語「絶忿棄瞋」

忿ヲバココロノイカリト云ヒ、瞋ヲバヲモテノイカリト云ヘル也。心ニイカルモ面ニイカルモ其差異アリトイヘドモ何モイカリ也。絶チ棄ツベキ也、**五常内義抄**云、人ハ余ニ腹悪カルベカラズ。親疎ヲ分カズ人ニ鼻ヲツカセ機嫌折節ヲモ知ラズ、人トイサカヒヲナス事心憂事也。シカジカノ座席ニテイサカヒヲシ出シテ興ヲサマシタリシ者ゾナンド後ニ人ニ沙汰セラレタルハ心憂キ耻ナルベシ。都テハシタナク悪キ人ヲバ人ノナツカシカラズスサマジク思也。腹立ヌレバ後ノ災ヲ知ラズ、我ヲモ人ヲモ損ズ。浅増シキ片輪ナルベシ。只物ニ狂者ノ如シ。現世ノアシキノミナラズ後生ノホムラ思遣ルベシ。去バ或文云、一念瞋恚ノ煩悩ハ倶胝劫ノ善根ヲ焼キ、刹那ノ悪害ノ罪ハ無量ノ苦報ヲ得ト云リ。又宝積経云、若人作ニ功徳ニコト須弥山ノ如クナレドモ、一度瞋恚ヲ起シヌレバ一時ニ消滅スト云ヘリ。故ニ腹立トモ思静メテヲダシカレト也云々。

『五常内義抄』義九（松平家披雲閣本）

第九云、人ハ余ニ腹悪カルヘカラス、親疎ヲ分ス、人ニ鼻ヲ突セ、機嫌折節ヲモ不レ知、人ヰサカヰヲ成事、心ウキ事也、シカ〳〵ノ座敷ニヰサカヰシ出シテ、興ヲ醒タリシ者ソナント、後ニ人ニ沙汰セラレタル、心ウキ恥ナルヘシ、惣ヘテハシタナク悪キ人ヲハ人ノナツシカシカラス、スサマシク思ナリ、腹立ヌレハ、後ノ災イヲ不レ知、我身モ迷ヒ、人ノ身モ損スルナリ、是浅猿シキカタワナルヘシ、只物ニクルフ者ノ如シ、（現）世ノ悪ノミナラス、後生ノホムラ思遣ヘシ、サレハ或文ニ云、一念瞋恚ノ炎倶胝劫ノ善

根ヲ焼、刹那ノ怨害ノツミハ、無量生ノ苦報ヲ得ト云ヘリ、又宝積経ニ曰、若人功徳ヲ作事須弥山ノ如ケナレトモ、一度瞋恚ヲ発ヌレハ、一時ニ消滅スト云ヘリ、故ニ何ニモ腹立トモ、思シツメテ穏シカレトナリ、

右のごとき、その他の引用が七例確認できる。

よって、五常を被註語とする引用が五例、憲法自体に焦点がある引用が十例、教訓に関する引用が十三例（五常を被註語とする引用二例含む）、計二十六例となる。

三―三、『五常内義抄』と憲法学の交叉をめぐって

如上の利用状況をふまえ、『五常内義抄』と憲法学の親和性の有無について、以下、分類別に検討する。

まづ、五常配当箇所に関しては、

▼『玄恵註抄』九条・被註語「信是義本」

玉林抄云、信ハ是義トハ者、準ニ二ジテ五戒一ニ釈レスベシ之ヲ。原人論云、不レ殺是仁、不レ盗是義、不二邪婬一是礼、不二妄語一是信、不レ飲二噉酒肉一神気清潔、益二於智慧一也云々。五常ト五戒ト配スルニ摩訶止観ノ説ト五行大義ノ説ト少シ相違セリ。摩訶止観ノ説ニハ仁殺義盗礼婬智酒信妄云々。五行大義ニハ仁殺義盗礼婬智酒信妄云々。仁義信ノ三ハ異義ナシ。礼智ノ二ニ異説アル也。原人論ハ五行大義ノ説ニ同也。又玉林抄ニ五常ノ事ヲ載タリ。

たとえば、『聖徳太子平氏伝雑勘文』・『上宮太子拾遺記』・『太子伝玉林抄』において、『五行大義』・『摩訶止観』・『弁正論』・『止観輔行伝弘決』・『沙弥十戒并威儀経疏』・『原人論』の五常五戒配当説への言及が見られ、かつ、『正法輪蔵』丁類[69]・『聖徳太子伝拾遺抄』・四天王寺本『太子伝』などにおいて、五常を五戒のみならず、慈和順賢貞に配当する言説が確認できるので、太子伝の学問と五常配当説の関わりが、相当程度認められると言える。特に、四天王本『太子伝』が、『五常内義抄』に依拠していると考えられることは、注目に値する事実であるが、『五常内義抄』と憲法学の親和性に直結するとは言い難いことは、言を俟たないだろう。

つぎに、憲法引用箇所のうち、憲法の本文・訓に関する言及については、引用される必然性はあるが、『五常内義抄』の訓を採用していることが明らかな箇所がなく、言及される順序が常に最後であることから、『五常内義抄』利用の主目的であるかは疑わしいと言わざるを得ない。

最後に、教訓箇所について見ると、十三例と最も多く、また、類書的利用に近い例が二例、項目の途中からの引用が一例（類書的利用に近い例）見られるのみであることから、単に憲法を引用する典籍としてではなく、『五常内義抄』という教訓書そのものが、編者の註釈方針に適うものとして、重宝されていたことが推知される。

そこで、全二十六例の被註語を見ると、すべて憲法を対象とするもので、『聖徳太子憲法玄恵注』を対象とするものは

一例もないこと[70]から、『五常内義抄』が、憲法引用の有無にかかわらず、憲法学と親和性が高いことが認められるのである。

よって、『玄恵註抄』における『五常内義抄』引用数・量が、享受史上に冠絶することに、ある種の必然性が認められるのであるが、管見のかぎりでは、その他の憲法註に、『五常内義抄』が引用されていることが確認できないことから、『玄恵註抄』と『五常内義抄』の邂逅自体は、やや大げさに言えば、僥倖とでもいうべきものであったかもしれない。

四、おわりに

以上、『五常内義抄』享受をめぐって、①典籍における引用という観点から見た、中世における流布状況、②享受史上における南都との関わりの有無、③本文伝流史における『玄恵註抄』所引本文の位置づけ、④『五常内義抄』と憲法学との親和性の有無について、検討した。

流布状況に関しては、鎌倉時代末期・南北朝期・室町時代の、さまざまなジャンルに亘る多数の典籍と一致を示すことから、『五常内義抄』、あるいは、同書と密接な関わりがある典籍が、予想以上に、広汎に流布していたこと―および、中世後期学問史上に、隠然と、たしかな地歩を占めていたこと―が想定されるので、今後、『五常内義抄』の再評価が俟たれるところである。

しかし、享受史上における南都との関わりの有無については、調査範囲が刊行されているものに限られていたため、明らかにならなかった。今後は、未刊の南都関係資料の考究が必要になるだろう。

ただ、南都と関わりがある『玄恵註抄』に引用されていること、および、その本文が比較的良好であることは、注目に値する事実であると言える。

また、憲法学と親和性が高いという事実は、享受史上の問題に限らず、『五常内義抄』自体を逆照射するものがあるように思われる。今後は、『五常内義抄』自体の研究の進展が望まれるところであろう。

以上、本論は、『五常内義抄』享受という観点から、中世の学問の一隅を明らめることを目指したものであるが、残された課題は多い。博雅の示教を乞い、後考を俟つこととしたい。

※引用に際し、一部、漢字表記に関して、変更を加えたところがある。

【使用文献】

『五常内義抄』…『古典文庫』（一九七七年・七九年）、『聖徳太子御憲法玄恵註抄』…『聖徳太子全集』一（龍吟社、一九四二年）、『玉函秘抄』…『玉函秘抄語彙索引並びに校勘』（無窮会東洋文化研究所、

一九七一年）、『太子伝玉林抄』…『法隆寺蔵尊英本太子伝玉林抄』（吉川弘文館、一九七八年）、『実隆公記』…『実隆公記』（続群書類従完成会、一九三三年）

注

(60) 野上「『聖徳太子御憲法玄恵註抄』林宗二編者説続貂―清家の学問と南都の学問の交叉をめぐって―」（『国語と国文学』八九―四、二〇一一年四月）参照。

(61) 括弧内は『聖徳太子全集第一巻』（龍吟社、一九四二年）による他本からの補。以下同じ。

(62) 明らかに『玄恵註抄』の依拠本文ではない、山田孝雄文庫本（A類・平仮名本）・神原文庫蔵寛文五年写本（C類）―および、上巻が現存しない版本（A類）―は、比較の対象から除外し、松平家披雲閣本上巻（A類）の記事のうち、内閣文庫本（A類）にない、あるいは、同本と相違する箇所に傍線、B類本にない、あるいは、同本と相違する箇所に波線、両者にない、あるいは、両者と相違する箇所に二重傍線を附すこととする。

(63) 五常配当箇所の引用について見ると、

▼『玄恵註抄』六条・被註語「仁」

則仏教ノ五戒ノ中ノ不殺生戒ニ当也。**五常内義抄**ニ云、仁ハ慈悲也、不殺生戒。仁ハ慈悲也ト申ハ心ニ慈悲アツテ諸事ニ付テ愍ミ悲ム也云々。

『五常内義抄』仁（松平家披雲閣本）

仁者慈悲ナリ　不殺生戒

仁ハ慈也ト申ハ、心ニ慈悲在テ、何事ニ付テ、哀悲ヘシ、

「仁者慈悲ナリ」とするのは、現存諸本中、松平家披雲閣本上巻のみであるが、『玄恵註抄』所引本文も「仁ハ慈悲也」とし、両者の偶合が確認できる。

(64) 現存諸本との比較のかぎりにおいて、かく言うものである。

(65) A類であることはまちがいないが、上巻相当部分と同様に善本と推測されるかどうかが問題となる。

(66) 一本よりも『玄恵註抄』所引本文に近い箇所に傍線、『玄恵註抄』所引本文と相違する箇所に波線、他本に比して『玄恵註抄』所引本文に最も近似する箇所に二重傍線を附すこととする。

(67) 『聖徳太子十七ヶ条之憲法并註』・『上宮太子拾遺記』にもあり。

(68) また、『玄恵註抄』所引本文は、平仮名本の一部に古態が存することを知るよすがともなる。

(69) 阿部泰郎氏「『聖徳太子伝暦』『仏法最初弘仁伝』『松子伝』解題」（『真福寺善本叢刊第五巻』臨川書店、二〇〇六年）参照。

(70) 『玄恵註抄』は、『聖徳太子憲法玄恵注』の註釈なので、引用されるものがすべて憲法学と関わるわけではない。野上「『聖徳太子御憲法玄恵註抄』の『燈前夜話』利用についての覚書―清原宣賢抄物利用との差異から―」（『古代中世文学論考第24集』新典社、二〇一〇年）参照。

（のがみ・じゅんいち　日本学術振興会特別研究員）